

戦没者の遺族に対する 特別弔慰金の支給

このたび、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が一部改正されました。該当する方は次により手続きをして下さい。

1、支給の目的

特別弔慰金は、戦後50周年にあたって、国が改めて戦没者等の遺族の方々に対して、弔慰の意を表すために支給されるものです。

2、支給の方法

特別弔慰金は、戦没者一人について、額面40万円の国債で支給され、平成8年から平成17年までの10年間にわたって毎年4万円づつ償還されます。

3、支給の条件

特別弔慰金を受けることができるのは、満州事変（昭和6年9月18日）以後の戦没者等の遺族の方ですが、平成7年4月1日現在において公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に限られます。

4、支給の対象者

特別弔慰金は、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の方お一人に支給されます。

(1)平成7年4月1日までに弔慰金（遺族国庫債券）の受給権を取得した方

(2)戦没者等の子

(3)戦没者等と生計をともにしていた①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹（婚姻、養子縁組により平成7年4月1日に氏が変わっている方は除かれます）

(4)③以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(5)①から④以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡まで引き続き1年以上生計をともにしていた方に限りません）

5、請求の期限

請求は、平成10年3月31日までです。それまでに請求しませんでしたと受給できなくなりますのでご注意ください。

6、受付窓口

役場民生課福祉係で、8月10日から受付けます。

請求書等の用紙は、受付窓口に備えてありますが、印鑑及び戸籍抄本等も必要です。

7、問い合わせ先

民生課福祉係

☎43-0211

又は、

山口県高齢福祉課援護室

☎0839-3312800

20歳から国民年金が サポートします

国民年金

学生の皆さんへ



●届出がされないといふと…

- ・ 在学中の事故や病気で障害者になっても年金が受けられません。
- ・ 将来受ける老齢基礎年金が減額されます。

●届出がされないといふと…

加入の届出は、もうお済みですね。



●届出がお済みでない方は…

- ・ 住民票を登録している市町村役場へ届出て下さい。
- ・ 手続きは家族の方でも代行できます。

●保険料は…

- ・ 国民年金の保険料は、本人または家族の方が納めます。
- ・ 保険料は、一、七〇〇円（定額保険料の月額、平成七年度）です。
- ※一般的に学生は所得がないということで、申請すると保険料が免除される制度があります。

年金ワンポイント講座

免除の申請は、印鑑、在学証明書を持って、住民票を登録している市町村役場へお越し下さい。

免除を受けた期間は、老齢基礎年金が1/2に減額されますが、10年後までに追納すれば年金額の減額はありません。

★詳しくは

役場民生課福祉係
☎43-0211まで

